

# 日本診療放射線学教育学会機関誌投稿規定

2008年2月11日 第1版  
2016年11月4日 改訂第2版  
2018年8月4日 改訂第3版  
2021年3月15日 改訂第4版  
2024年3月15日 改訂第5版

## 第1章：総則

### 【目的】

1. この規定は、日本診療放射線学教育学会（以下、本会とする）が刊行する機関誌「診療放射線学教育学」（以下、本学会誌とする）に対する投稿規定（原稿の種類、審査方法、印刷物細則等）を定める。

### 【投稿資格】

1. 本会の会員は学会誌に投稿する権利を有し、投稿に際しての投稿料は無料とする。ただし、当該年度までの会費をすでに完納している場合に限る。
2. 筆頭著者が非会員の際には投稿料を要し（ただし編集委員会が依頼した招待論文は除く）、その金額は1編につき正会員の年会費と同額とする。ただし、採択の有無にかかわらず一旦納付された投稿料は返却しない。

### 【投稿原稿区分】

1. 投稿原稿の内容は、診療放射線学教育学ならびに関連領域とし、以下7つの投稿区分に分類する（詳細については“原稿の種類”を参照）。

### 招待論文

- (1) 誌上講座：執筆者の専門性を活かした特定の話題に関する原稿
- (2) 特別寄稿：当該分野において活躍する専門家のこれまでの足跡紹介、研究教育・技術（臨床を含む）に関する情報を集約したもの

### 学術論文

- (3) 原著 (Original article)：当該分野における新しい成果を発表するもので、独自性を有し、かつ他の学術雑誌に未発表の研究論文
- (4) 技術報告 (Technical note)：研究論文としてまとめるには至らないが、新しい提案や新しい実験技術など、迅速に発表する価値があると思われるものを紹介した論文
- (5) 総説 (Review)：当該学問の特定分野における研究について体系的にまとめた論文

### 学術資料

- (6) 紹介：日本診療放射線学教育学会員に有益な教育的情報を提供するもの（施設紹介および実習紹介、等）
- (7) 書評、会員の声、等：本診療放射線学教育学会員に有益な書籍や研究会、セミナー等

の種々の情報を提供するもの

## 第2章：細則（投稿時の注意点）

### 【著作権】

1. すべての投稿原稿は未発表のものでなければならない。
2. 本学会誌に投稿する原稿に掲載しようとする図表の一部がすでに発表済みの場合には、筆頭著者の責任において、掲載許諾を取得するものとする。
3. 学会誌に掲載された論文の著作権は本会に帰属する。
4. 筆頭著者が論文投稿時に合わせて提出する投稿票内に記載された著作権に関する注意事項へのチェックをもって、全著者が同意したものとみなす。

### 【倫理】

1. 動物やヒトに関する実験や実験結果等が含まれる場合、関連するガイドラインに従っているなど、生命倫理に関して十分な配慮がなされたものでなければならない。
2. すべての投稿原稿は、患者情報等の個人情報に関して、患者のプライバシーに十分に配慮したものでなければならない。

### 【利益相反】

1. 著者には投稿原稿の区分にかかわらず、原稿にバイアスを生じさせうる財政的および個人的な利害関係を開示する責任がある。著者が研究費、または物品の提供など何らかの利益相反がある場合には、関係した企業・団体名を本文に明記しなくてはならない。
2. 学術論文について最終決定を下す編集者は、自らが審査する最終決定について、いかなる個人的、職業的、および財政的な関与も有してはならない。

### 【原稿】

1. 招待論文および学術資料は和文を基本とする。学術論文は和文または英文とする。原稿については、以下の条件を満たすこと。

(1) すべての原稿は、メールにて編集委員長宛に投稿する。

日本診療放射線学教育学会機関誌 編集委員長 高田健太（群馬県立県民健康科学大学）

e-mail: k-takada@gchs.ac.jp

(2) 投稿の際には、必ず必要事項を記入した投稿票を付す。

(3) 原稿はA4サイズとし、原稿本文の作成にはテンプレートを使用する。

(4) 和文原稿の句読点は全角（「、」および「。」）とする。英文原稿はすべて半角で記す。

(5) 本文中略語を使用する際、初出時に正式名を書き、それに続いて略語を弧内に示す。

(6) 原稿の構成は論文タイトル、全著者名、全著者所属、抄録（Abstract）、5語以内のキーワード（和文原稿の場合、原則として日本語表記とし、元素名、核種名、化合物名等は省

略しないこと)を記載する。その後本文(Text)を記載し、図表はText内に貼りつけ、参考文献を本文中に含める。

(7) 英文原稿の場合には、英文抄録および和文抄録の両方を必要とする。

(8) 和文抄録は300字以内、英文抄録は250語以内とする。

(9) 学術論文の構成は原則として、緒言(はじめに)、対象・方法、結果、考察、結語(結論、おわりに)、謝辞、参考文献の順に記載する。

(10) 数字はアラビア数字、単位記号は原則として国際単位系(SI)を使用する。

(11) 図表は本文中に貼りつけるとともに、1枚に1点ずつとして、図1、表1のように番号をつけたファイルも合わせて投稿する。この際のファイルフォーマットはTIFFまたはPDFとする。

(12) 第11巻から電子ジャーナル化されたため、モノクロのみならずカラーでの図を使用することを認める。

2. 参考文献の記載方法については、以下の形式を遵守すること。

(1) 参考文献は、本文の末尾にまとめて引用順に記載する。本文中の該当箇所右肩上に下記の要領で引用順の通し番号を記入する。

例) …教育の果たす役割は大きい<sup>1,2)</sup>。

…これらの先行研究<sup>3-7)</sup>においては…

(2) 参考文献の一覧を記載する際、著者名の記載方法は筆頭から3名まではすべて記載する。著者数が4名以上の場合には、“他”または“et al.”とする。

(3) 参考文献の記載方法は、著者名・論文名・サブタイトル・誌名・巻数・開始頁-終了頁・発行年・の順とする。例文を以下に示す。

[1] 鈴木太郎, 山田次郎, 田中三郎, 他. XYZに関する分析. 日本YYY雑誌 67, 40-49, 2012.

[2] Suzuki T, Yamada J, Tanaka S, et al. Investigation of XYZ. Journal of YYY 67, 40-49, 2012.

(4) 雑誌名については略語の使用も認める。使用する略語は、以下のデータベースを利用するものとする。

和文: 医学中央雑誌刊行会(医中誌)データベース (<http://www.jamas.or.jp/user/database/list.html>)  
に収載された雑誌略名。

英文: PubMed に収載された雑誌略語

(Journals referenced in the NCBI Databases , <https://www.ncbi.nlm.nih.gov/nlmcatalog/journals>)

#### 【審査】

1. 学術論文の採否は、査読者の意見を参考に編集委員長が決定する。
2. 投稿された原稿の最終的な投稿区分は、編集委員長および編集委員会で審議し決定する。
3. 査読が必要な投稿原稿に対して、編集委員会は2名の専門家に査読を依頼する。

4. 編集委員会から投稿原稿の訂正を求められた場合には、返送された日から 3 ヶ月以内に再提出しなければならない。この期間を超えた場合には新たに投稿された原稿として受け付ける。
5. 学術論文が採択された場合、筆頭著者は最終原稿の全て（図表含む）を保存した電子媒体を編集委員長へ送付しなければならない。

#### 【校 正】

1. 論文採択後の著者校正は初校 1 回のみとする。
2. 査読時の原稿になかった字句の挿入、図表の修正は認めない。
3. 校正刷は指定の期日内にメールにて返送しなければならない。期限に遅れた場合には編集委員会の校正をもって校了とする。
4. 投稿原稿は原則として返却しない。

#### 【別 刷】

1. PDF 印刷可能な電子ジャーナルとして出版するため、別刷の作成・送付は行わない。

#### 【その他】

1. 投稿規定に違反した原稿は受け付けない。
2. 投稿された原稿が本学会誌の目的に合致しないと編集委員長または編集委員会が判断した場合、編集委員長は投稿論文を査読プロセスに回すことなく拒否できる。

#### 【附則】

1. 本規定は 2008 年 2 月 11 日から施行する。
2. 本規定は編集委員会の決定により改訂することができる。